

EU制裁と基本的な法原則の浸食：

ヒュセイン・ドーウル氏は、パレスチナやウクライナに関する報道など、政治的に敏感なテーマに焦点を当てたジャーナリストである。彼の報道と公の発言は欧州当局の監視を呼び、EU制裁枠組みの下で制限措置を受けています。具体的に、連合およびその加盟国を不安定化させる行動に関する**理事会規則 (EU) 2024/2642**（特に彼の記載を反映した規則2025/965による改正版）である。注目すべきは、ドーウル氏が**刑事犯罪で起訴されていないこと**、かついかなる裁判所も彼が国内法または国際法に違反したと判断していないことである。彼に課せられた制裁は、刑事手続の枠組み外で採択された行政措置である。

ドーウル氏に対する公に表明された主張は、犯罪行為ではなく、彼の仕事と発言が欧州連合の外交・安全保障政策目標の下で不適切、有害、または望ましくないと評価されたものである。これらの評価は、対立的司法手続で検証されておらず、ドーウル氏は独立かつ公正な裁判所での事前聴聞の機会を与えられていない。それにもかかわらず、課せられた制裁は即時的かつ深刻な結果をもたらしている。

2026年1月8日、ドーウル氏はソーシャルメディアプラットフォームX上で緊急の訴えを投稿し、次のように述べた：

「緊急：現在、私は一切の資金にアクセスできません。EU制裁のため、家族（2人の新生児を含む）の食料を確保できません。以前は生存のための€506へのアクセスが認められていましたが、今それも利用できません。銀行がブロックしました。EUは事実上、私の子供たちも制裁したのです。」

この発言は、**完全な財政的剥奪**の状況を記述しており、基本的なニーズをカバーするための人道的免除の下で以前認可されていた資金へのアクセス喪失を含む。ドーウル氏によると、銀行によるこれらの資金のブロックにより、彼は食料の購入、住宅費や医療費の支払い、2人の新生児を含む家族の基本的なニーズを満たすことができなくなっている。

2026年初頭現在、ドーウル氏の状況は未解決のままである。2025年9月の制裁に対する異議申立ては却下され、彼の記載に引用された証拠は彼のジャーナリズムと公の発言のみである。いかなる例外措置や人道的資金解放も行われておらず、これらの措置の持続的かつ深刻な影響を強調している。

決定的に、アクセス可能な資金の完全な欠如はドーウル氏を**弁護士の雇用ができなく**している。その結果、彼は法的助言を得たり、課せられた制裁に対する司法的救済を追求したりする実際的な手段を欠いている。そのため、彼は深刻な制限措置を受けつつ、その合法性に異議を唱える財政的能力を失っている。EU制裁枠組みに形式的に組み込まれた保護措置一まさにこのような結果を防ぐために設計されたもの一は、本件では機能していない。

ドーウル氏の状況は、本論説で検討されるより広範な法的問題の具体的かつ緊急な例証を提供する：EU制裁が完全な剥奪、法的防御の拒否、依存する子供への害をもたらす形で実施される場合、合法的な予防措置として機能しなくなり、代わりに**裁判外処罰**として機能し、基本的な憲法原則および人権義務と両立しないものとなる。

深刻な物質的剥奪と非人道的扱い

人権法の基礎原則は人間の尊厳の保護である。個人が基本的なニーズ—食料、住宅、医療、法的援助—を満たす能力を剥奪する措置は、その原則の核心を打つ。

欧州人権条約（ECHR）第3条は、非人道的または品位を傷つける扱いを絶対的に禁止する。伝統的には拘禁や身体的虐待と関連付けられるが、欧州人権裁判所の判例は、**国家による物質的剥奪**が十分に深刻かつ予見可能である場合、第3条の閾値に達し得ると認めている。個人が一切の資金にアクセスできない状態にする完全な資産凍結は、特に剥奪が長期にわたり避けられない場合、人間の尊厳と両立しない状況を生み出す。

これらの懸念は、制裁が**依存する子供**に予見可能に影響する場合に増大する。児童の権利に関する条約を含む国際法は、すべての国家行動において児童の最善の利益を優先的に考慮することを要求する。子供から食料、住居、医療を剥奪する制裁—たとえ間接的であっても—は集団的処罰の形態を構成する。このような結果は偶発的でも予見不能でもなく、したがって制裁当局の責任を問うものである。

EU制裁枠組みに組み込まれた法的保護措置

重要であるのは、完全な剥奪の違法性が単なる外部の人権批判の問題ではなく、**EU制裁枠組み**自体内で明示的に認められている点である。EUの資産凍結規則は、通常、次のための資金アクセスを認める拘束力のある保護措置を含む：

- **基本的なニーズ**（食料、家賃、光熱費、医療、育児を含む）；および
- **合理的な専門的報酬**（法的サービスに関連する費用を含む）。

これらの免除は任意の人道的ジェスチャーではなく、**法的要件**であり、EUの基本権憲章、ECHR、比例原則および効果的な司法的保護などのEU法の一般原則の下での義務を反映している。その包含は、制裁が個人を貧困に追い込んだり自己防衛を妨げたりしてはならないという明示的な認識である。

保護措置の失敗と完全な剥奪の違法性

これらの保護措置にもかかわらず、制裁対象者が**一切の資金にアクセスできない**状態（以前認可された生活手当を含む）に置かれる場合、制裁はもはや合法的に適用されていない。このような状況は、単なる不幸な行政的結果ではなく、**制裁規則自体の違反**を表す。

金融機関または国家当局が免除された資金へのアクセスをブロックする場合、結果としての剥奪は国家およびEU法秩序に法的に帰属する。法的サービスのための資金アクセスの拒否は特に

深刻である：EU基本権憲章第47条の下での効果的な救済権は、裁判所への形式的アクセスだけでなく、その権利を実際に行使する能力を要求する。個人が弁護士報酬を支払えないシステムは、課せられた措置に対する実質的な異議を無効化し、司法審査を空虚な形式に変える。

保護措置の失敗は、子供が影響を受ける場合に特に深刻である。制裁枠組みは未成年者の飢餓やホームレスを認可しない。このような状況で免除が失敗する場合、措置は児童の最善の利益の原則および人間の尊厳の基本基準と調和し得なくなる。

決定的に、この失敗は制裁の主張される予防的性質を剥奪する。予防措置は限定され、調整され、撤回可能でなければならない。保護措置が崩壊し剥奪が絶対的になると、制裁は強制的・処罰的な性質を取得し、裁判外罰則として機能し、合法的な規制ツールではなくなる。

適正手続の権利と効果的な司法的保護

適正手続は立憲民主主義の基石である。ECHR第6条およびEU基本権憲章第47条は、公正な聴聞の権利、主張の通知の権利、独立かつ公正な裁判所による効果的な司法審査の権利を保障する。

EU制裁制度はしばしばこれらの要件に達しない。個人は、非公開または曖昧な根拠に基づく行政決定で記載され、しばしば機密情報に依存する。制裁は通常即時発効し、司法審査一利用可能であれば一は深刻な害がすでに生じた後に行われる。

個人が刑事犯罪で起訴されず、刑事手続に関連する手続的保護を拒否されつつ、刑事罰に匹敵する結果を受けるとき、制裁は適正手続の本質を違反する。この「まず処罰し、後で審査する」構造は、法の支配と根本的に両立しない。

Nullum Poena Sine Legeと予見可能性の問題

nullum poena sine legeの原則（ECHR第7条に規定）は、既存の法律なしの処罰を禁止し、法規範がアクセス可能かつ予見可能であることを要求する。個人は、どの行為が処罰的結果を招くかを事前に理解できなければならない。

EU制裁は、違法でない行為一合法的なジャーナリズムや政治活動など一を罰したり、記載基準が曖昧で個人が自身の行動の結果を合理的に予見できない場合、この原則を損なう。制裁は形式的に「予防的」とラベル付けされているが、その深刻さ、汚名、潜在的に無期限の継続は処罰の本質的性質を与える。

Kadi v. Commissionで確立された原則に従い、EU裁判所は制裁が証拠で裏付けられ、目的と比例的であることを要求する。ドーウル氏の場合、合法的な親パレスチナ報道を「不安定化」と枠付け（より広範な地政学的物語との弱い関連のみ）することは、深刻な比例性懸念を提起する。

法的分類は法的現実を上書きできない。処罰として機能する措置は、処罰を規制する法的制約を受けなければならない。そうでなければ、恣意的権力に対する最も基本的な保護を空洞化す

る。

表現の自由と間接的検閲

制裁がジャーナリズムや政治的表現に関連する場合、追加の憲法違反が生じる。ECHR第10条およびEU基本権憲章第11条は表現の自由を保護し、特に政治的発言とジャーナリズムは民主的・社会で特権的地位を占める。

ジャーナリズム活動は強化された保護を享受する（**Steel and Morris v. United Kingdom**で反映）、特に公共的関心事項の報道の場合。行政令による財政的剥奪は効果的な間接的検閲の形態として機能し得る。刑事訴追とは異なり、公的監視と手続的保護を回避しつつ同じ沈黙効果を達成する。このような干渉は、合法的、必要、比例的でない限り正当化されない—制裁が司法的誤り認定なしに合法的表現を抑圧し、法的救済へのアクセスを防ぐ場合、これらの基準は満たされない。

制裁としての裁判外処罰

これらの要素を総合すると、特定のEU制裁制度が裁判外処罰として機能することが示される。それらは深刻で個別的な害を課し、主張された誤りに基づき、刑事手続を迂回し、効果的な保護措置や適時の司法管理なしに執行される。

刑事ラベルの欠如は処罰的本質を否定しない。憲法・人権法は措置を本質と効果で評価し、形式的名称ではない。制裁が刑事罰の結果を複製しつつ処罰を合法化する保護を回避する場合、権力分立を損ない、法の支配自体を浸食する。

結論

完全な財政的剥奪をもたらし、法的に義務付けられた人道的・法的防御免除へのアクセスを拒否し、効果的な司法的救済を妨げ、依存する子供に予見可能な害を与えるEU制裁は、基本的な憲法・人権原則に違反する。予防措置としての形式的特徴づけにもかかわらず、このような制裁は実践上裁判外処罰として機能する—法律なし、裁判なし、尊厳なしに課せられる。欧州連合が人権と法の支配への基礎的コミットメントに忠実であり続けるためには、制裁制度は厳格な実体的・手続的制限を受け、誰もが合法的な司法手続の範囲外で処罰されないことを確保しなければならない。

参考文献

- 欧州連合基本権憲章、2012 O.J. (C 326) 391。
- 人権および基本的自由の保護に関する条約（欧州人権条約）、1950年11月4日、213 U.N.T.S. 221。
- 児童の権利に関する条約、1989年11月20日、1577 U.N.T.S. 3。
- 欧州連合司法裁判所。 **Kadi and Al Barakaat International Foundation v. Council and Commission**（併合事件 C-402/05 P および C-415/05 P）。2008年9月3日判決。

- 欧州連合司法裁判所。 **Kadi v. Commission** (事件 C-584/10 P、C-593/10 P、および C-595/10 P)。2013年7月18日判決。
- 欧州人権裁判所。 **Golder v. United Kingdom**。1975年2月21日判決。
- 欧州人権裁判所。 **Airey v. Ireland**。1979年10月9日判決。
- 欧州人権裁判所。 **Steel and Morris v. United Kingdom**。2005年2月15日判決。
- 欧州人権裁判所。 **M.S.S. v. Belgium and Greece**。2011年1月21日判決。
- 欧州人権裁判所。 **Al-Dulimi and Montana Management Inc. v. Switzerland**。2016年6月21日判決。
- 欧州連合理事会規則 (EU) 第2024/2642号 (連合およびその加盟国を不安定化させる行動に関する制限措置)、改正版 (例: 2025/965)。
- 欧州委員会。 **EU共通外交・安全保障政策枠組みにおける制限措置 (制裁) の実施および評価に関するガイドライン**。最新統合版。
- 国連人権委員会。 **一般コメント第29号: 緊急事態 (第4条)**、CCPR/C/21/Rev.1/Add.11。
- 意見および表現の自由の権利の促進・保護に関する国連特別報告者。 **制裁が表現の自由に与える影響に関する報告**、A/HRC/45/25。
- Besselink, Leonard F. M. "The Protection of Fundamental Rights Post-Lisbon: The Interaction Between the Charter of Fundamental Rights of the European Union and the European Convention on Human Rights." **Common Market Law Review** 49, no. 4 (2012): 1315–1346。
- Eckes, Christina. **EU Counter-Terrorist Sanctions and Fundamental Rights: The Case of Individual Sanctions**. Oxford: Oxford University Press, 2009.
- Guild, Elspeth, and Sergio Carrera. "Sanctions and Due Process." **European Law Journal** 16, no. 2 (2010): 157–176。